

# マイナ保険証をご利用ください

昨年 12 月 27 日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施工期日を定める政令」が公布され、本年(令和 6 年)12 月 2 日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証をめぐるのは、登録情報との紐付けをめくり、ご心配・ご迷惑をおかけしましたが、保険者全体で総点検を行うとともに、今後、新たな誤りが生じないような作業手順を整えました。

マイナ保険証には、以下の 3 つのメリットがあります。12 月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も 1 度使ってみていただきたいと思います。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。また、ご家族、ご友人にもお勧めいただければ幸いです。

## 【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を 20 円節約できる。自己負担も減る(全国民が使えば年間 43 億円の節約)

## 【メリット②】

よりよい医療が受けられる

## 【メリット③】

手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される

マイナ保険証のメリットについては、以下のデジタル広告コンテンツもぜひご覧ください。

マイナンバーカード「いま」と「これから」(youtube.com)

<https://www.youtube.com/watch?v=N2HlIPjnobY>

(注)なお、現行保険証の経過措置としては以下の取扱いがあります。

・本年 12 月 2 日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認証」が交付され、引き続き、医療を受けることができます(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます)。

・本年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な保険証は、12 月 2 日以降、最長 1 年間(来年 12 月 1 日まで)使用可能です。